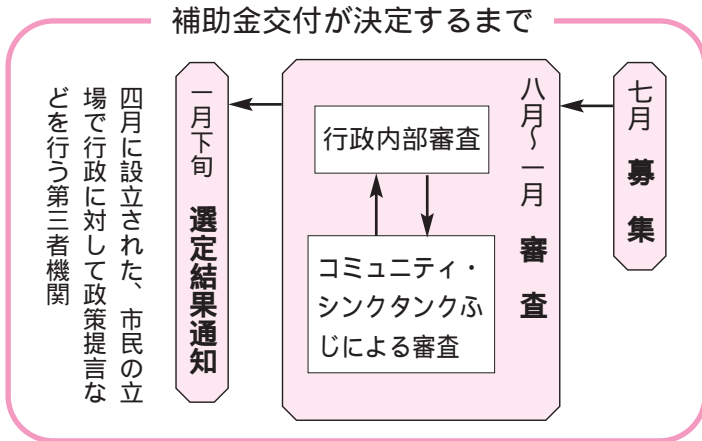


市民活動に対する

補助金交付団体を公募します

公募期間 7月1日～31日



平成十六年度から、団体による市民活動に対する市からの補助金は、公募と審査により交付を決定することになりました。

なお、乳児保育事業補助金のような、国や県の制度によるもの、家庭用生ごみ処理機購入費補助金のような市の施策によるものは除きます。



市民活動を応援します

富士市長 鈴木 尚

今回、市の補助金に公募制度を創設いたしました。

この目的は、限られた財源をより有効に使うことにあります。

社会経済状況の変化に伴い、今後ますます多様化していく市民生活の需要に対して、皆さんの活動は、「新たな公共サービスの供給主体」としての役割も期待されています。

そこで、市では皆さんの市民活動を応援するため、新しく公募補助金制度をつくりました。この補助金を有効に活用していただき、「元気ある富士市づくり」を皆さんと協働で推進していきたいと思ひます。

公募による補助金制度を創設します。市はこれまで、さまざまな団体による自主的なボランティア活動やまちづくり活動を支援するため、補助金の交付を行ってきました。しかし、ますます増加し、多様化する市民ニーズに対応するためには、限られた財源を効果的に配分しなければなりません。

そこで、より効果的に補助金を交付するため、公募による補助金制度を創設しました。

手続はお忘れなく！

今回の募集は、平成十六年度の交付に向けた募集で、交付期間は三年以内です。応募された内容は、第三者機関である「コミュニティ・シンクタンクふじ」に委託し、その有効性などが市民感覚で審査されます。その提言を踏まえ、行政内部での審査を経て交付の決定をしていきます。補助金の公募は毎年度実施していきます。

- ◆対象 市民生活の向上につながる、公益上必要性が認められる事業
現在補助金を受けている事業についても、公募要件に該当する場合は、今回の手続を行わないと平成十六年度からの交付対象になりません。
- ◆応募資格 市内に在住・在勤・在学する二十人以上で構成され、活動拠点の事務所が市内にある団体
政治・宗教・営利を目的とする団体は応募できません。
- ◆公募期間 七月一日～三十一日
期限厳守
- ◆応募方法 財政課で配布する所定の申請書に必要事項を記入し、財政課へ提出してください。(申請書は、財政課ホームページからダウンロードもできます)